

上尾都市計画生産緑地地区の変更

生産緑地とは

「生産緑地法」に基づく市街化区域内の農地の中における都市計画決定された農地

生産緑地地区に関する都市計画

1. 公害又は災害防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等の敷地に適しているもの
2. 500㎡以上
3. 農林漁業の継続が可能

解除の要件

1. 農業に従事していた方が亡くなった場合（生産緑地法第10条 買取り申出）
2. 農業に従事することができない一定以上の身体等の故障が起きた場合（生産緑地法第10条 買取り申出）
3. 指定から30年経過した場合（生産緑地法第10条 買取り申出）
4. 道路など公共用地に移管する場合（公共用地）
5. 土地区画整理事業の実施により、地区の位置、区域および面積に変更が生じた場合（換地処分等）

上尾市生産緑地地区告示日

平成4年12月7日

生産緑地地区 都市計画変更概要

都市計画変更対象

期 間

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

内 容

- 買取り申出がなされ、行為制限が解除されたもの(法14条)
 - 一部解除
 - 廃止(全部解除)
- 市道、公共施設の整備のため、行為制限が解除されたもの
 - 公共用地
- 土地区画整理事業のため、区域及び面積が変更されたもの
 - 使用収益開始

生産緑地

- 572箇所 指定面積 167.14ha (平成4年12月7日告示)
- 402箇所 指定面積 90.36ha (31回目)

法14条による地区の変更(一部解除)

上尾都市計画生産緑地地区の変更(上尾市決定)

- 1 都市計画生産緑地地区上尾4号生産緑地地区ほか 18 地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区上尾9-2号、上尾37号、上尾40-2号、上尾47号、上尾51-4号、原市5号、原市16号、原市28号、原市38号、原市46号、原市54号、原市55号、原市56号、大石2号、大石11号、大石44号、大石66号、大石71号、大石73号、大石77号、大石141-1号、大石156号、上平5号、上平28号、上平58号、上平60号、上平65号、大谷8号、大谷23号、大谷46-8号、大谷46-11号、大谷46-13号、大谷46-16号、大谷49号、大谷50号、大谷100号、大谷114号、大谷123号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
上尾4号生産緑地地区	約 0.31ha	
原市60号生産緑地地区	約 0.50ha	
原市81号生産緑地地区	約 0.08ha	
大石157-2号生産緑地地区	約 0.40ha	
上平23-1号生産緑地地区	約 0.15ha	
上平23-2号生産緑地地区	約 0.11ha	
上平47-1号生産緑地地区	約 0.07ha	
大谷54号生産緑地地区	約 0.19ha	
大谷118号生産緑地地区	約 0.35ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設の整備、上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の進捗による仮換地の使用収益開始に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

法14条による地区の変更(一部解除)

新旧対照表 (2 / 3)

旧		新		備 考
名 称	面 積	名 称	面 積	
上平47-1号生産 緑地地区	約 0.12ha	上平47-1号生産 緑地地区	約 0.07ha	

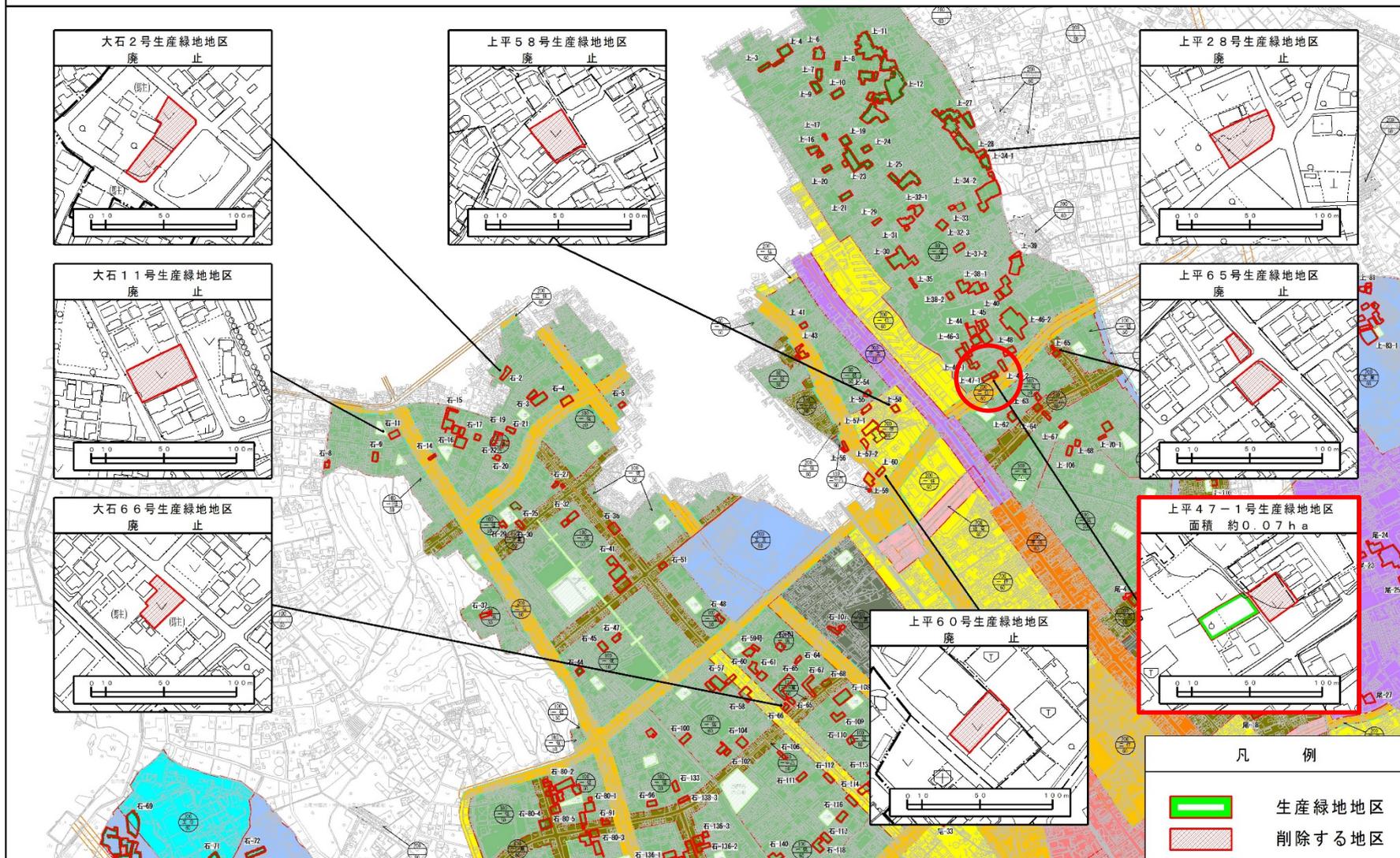
変更概要書 (3 / 5)

上平47-1号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.12haの内約0.05haを削除し、 面積約0.07haに変更する。
---------------	---

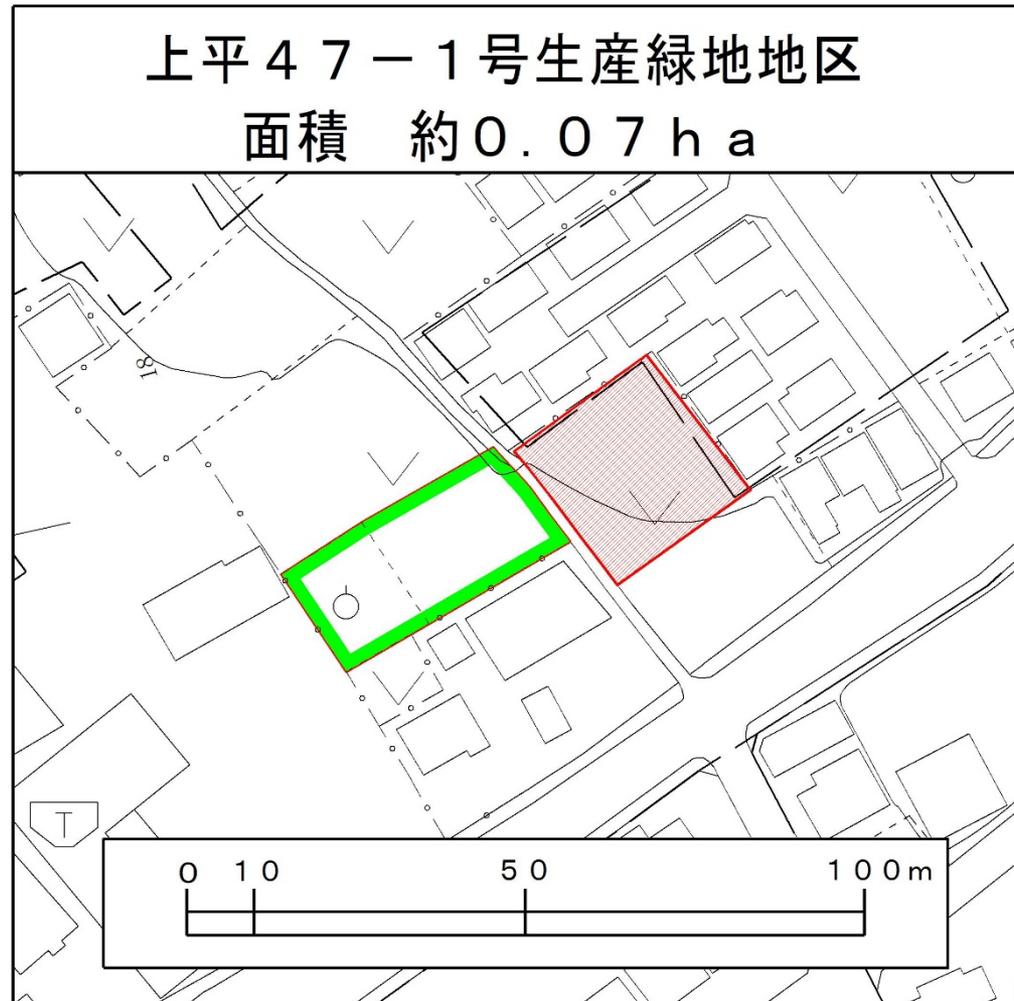
法14条による地区の変更(一部解除)

第1号議案 上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定) 計画図

(5/7)



法14条による地区の変更(一部解除)



法14条による地区の変更(全部解除)

上尾都市計画生産緑地地区の変更(上尾市決定)

- 1 都市計画生産緑地地区上尾4号生産緑地地区ほか 18 地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区上尾9-2号、**上尾37号**、上尾40-2号、上尾47号、上尾51-4号、原市5号、原市16号、原市28号、原市38号、原市46号、原市54号、原市55号、原市56号、大石2号、大石11号、大石44号、大石66号、大石71号、大石73号、大石77号、大石141-1号、大石156号、上平5号、上平28号、上平58号、上平60号、上平65号、大谷8号、大谷23号、大谷46-8号、大谷46-11号、大谷46-13号、大谷46-16号、大谷49号、大谷50号、大谷100号、大谷114号、大谷123号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
上尾4号生産緑地地区	約 0.31ha	
原市60号生産緑地地区	約 0.50ha	
原市81号生産緑地地区	約 0.08ha	
大石157-2号生産緑地地区	約 0.40ha	
上平23-1号生産緑地地区	約 0.15ha	
上平23-2号生産緑地地区	約 0.11ha	
上平47-1号生産緑地地区	約 0.07ha	
大谷54号生産緑地地区	約 0.19ha	
大谷118号生産緑地地区	約 0.35ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設の整備、上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の進捗による仮換地の使用収益開始に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

法14条による地区の変更(全部解除)

新旧対照表 (1 / 3)

旧		新		備 考
名 称	面 積	名 称	面 積	
上尾37号生産緑地地区	約 0.31ha	廃 止	————	

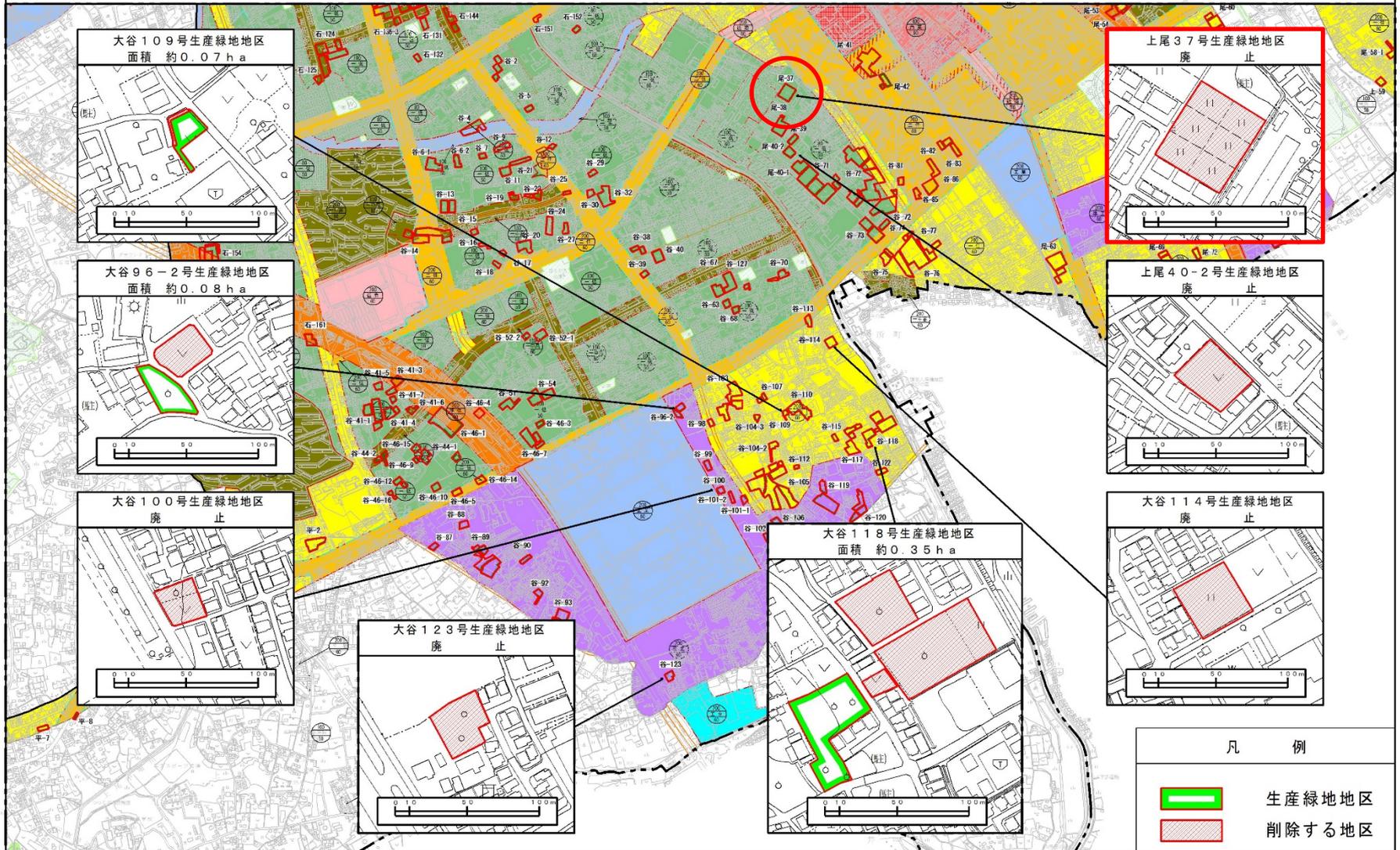
変更概要書 (1 / 5)

上尾37号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約0.31haを廃止する。
-------------	--

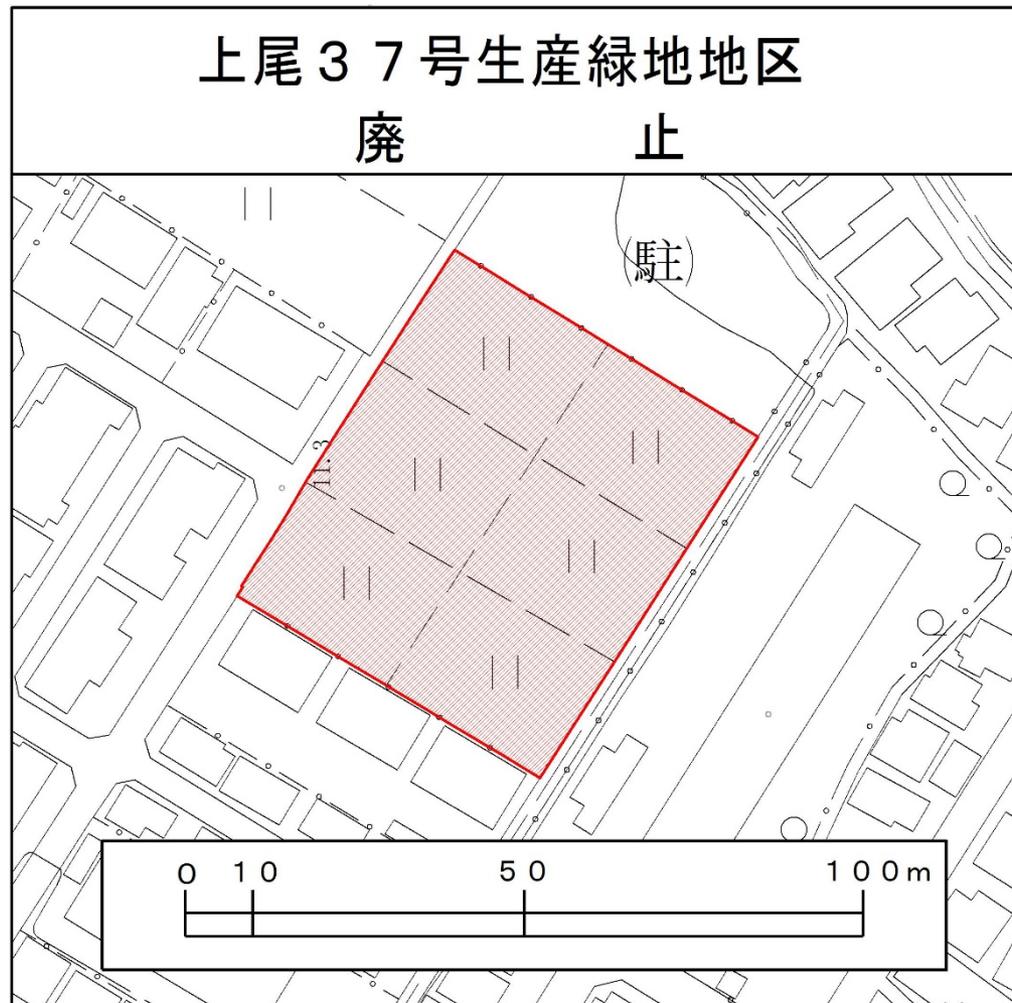
法14条による地区の変更(全部解除)

第1号議案 上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定) 計画図

(2/7)



法14条による地区の変更(全部解除)



公共施設等の設置による地区の変更(公共用地)

上尾都市計画生産緑地地区の変更(上尾市決定)

- 1 都市計画生産緑地地区上尾4号生産緑地地区ほか 18 地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区上尾9-2号、上尾37号、上尾40-2号、上尾47号、上尾51-4号、原市5号、原市16号、原市28号、原市38号、原市46号、原市54号、原市55号、原市56号、大石2号、大石11号、大石44号、大石66号、大石71号、大石73号、大石77号、大石141-1号、大石156号、上平5号、上平28号、上平58号、上平60号、上平65号、大谷8号、大谷23号、大谷46-8号、大谷46-11号、大谷46-13号、大谷46-16号、大谷49号、大谷50号、大谷100号、大谷114号、大谷123号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
上尾4号生産緑地地区	約 0.31ha	
原市60号生産緑地地区	約 0.50ha	
原市81号生産緑地地区	約 0.08ha	
大石157-2号生産緑地地区	約 0.40ha	
上平23-1号生産緑地地区	約 0.15ha	
上平23-2号生産緑地地区	約 0.11ha	
上平47-1号生産緑地地区	約 0.07ha	
大谷54号生産緑地地区	約 0.19ha	
大谷118号生産緑地地区	約 0.35ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設の整備、上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の進捗による仮換地の使用収益開始に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

公共施設等の設置による地区の変更(公共用地)

新旧対照表 (3 / 3)

旧		新		備 考
名 称	面 積	名 称	面 積	
大谷54号生産緑地地区	約 0.43ha	大谷54号生産緑地地区	約 0.19ha	

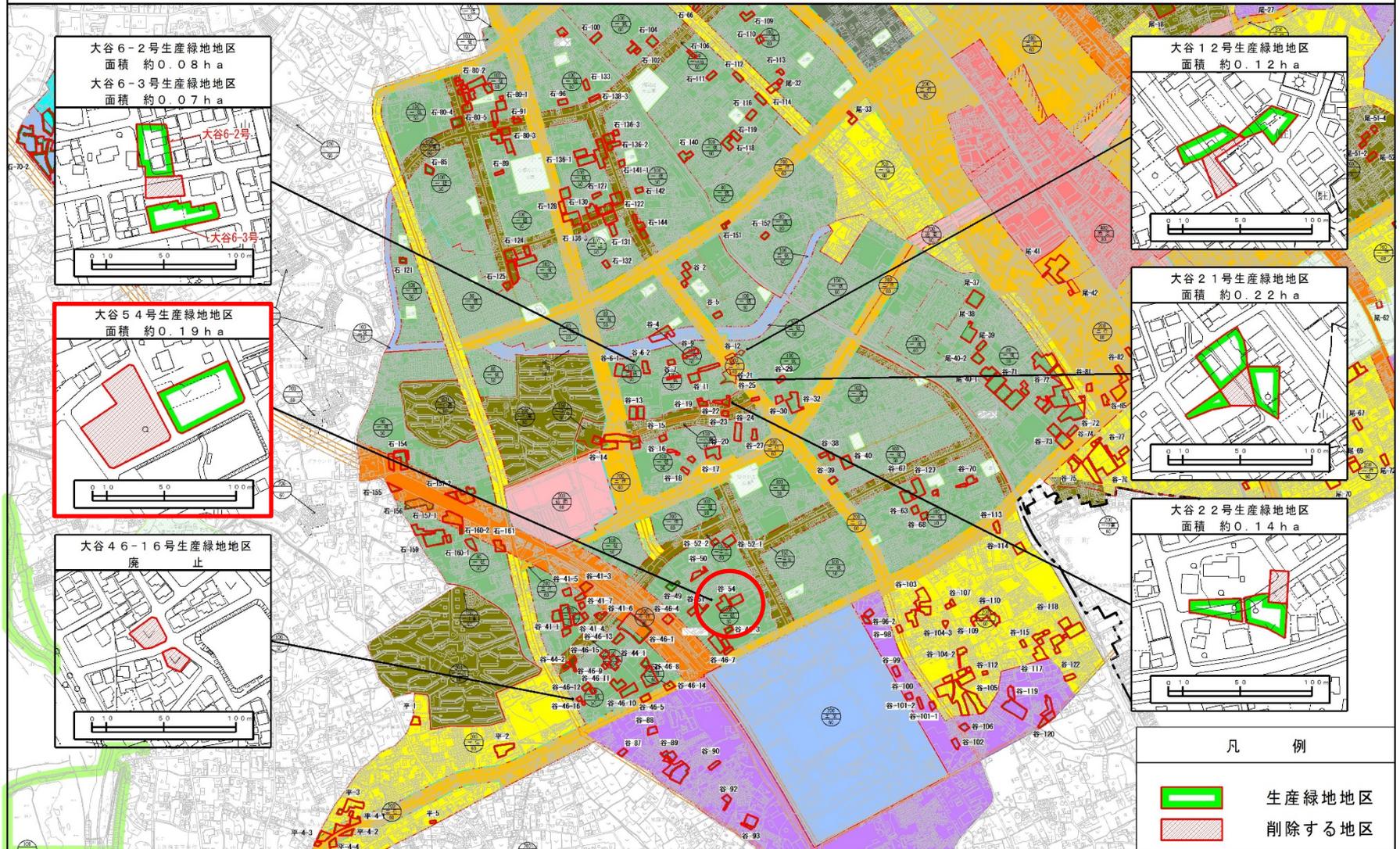
変更概要書 (5 / 5)

大谷54号生産緑地地区	公共施設(公共施設駐車場)の設置に基づき、行為制限が解除され、法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.43haの内約0.24haを削除し、 面積約0.19haに変更する。
-------------	--

公共施設等の設置による地区の変更(公共用地)

第1号議案 上尾都市計画生産緑地地区の変更について(上尾市決定)計画図

(7/7)



公共施設等の設置による地区の変更(公共用地)



土地区画整理事業の使用収益開始による地区の変更

上尾都市計画生産緑地地区の変更（上尾市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区上尾4号生産緑地地区ほか 18 地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区上尾9-2号、上尾37号、上尾40-2号、上尾47号、上尾51-4号、原市5号、原市16号、原市28号、原市38号、原市46号、原市54号、原市55号、原市56号、大石2号、大石11号、大石44号、大石66号、大石71号、大石73号、大石77号、大石141-1号、大石156号、上平5号、上平28号、上平58号、上平60号、上平65号、大谷8号、大谷23号、大谷46-8号、大谷46-11号、大谷46-13号、大谷46-16号、大谷49号、大谷50号、大谷100号、大谷114号、大谷123号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
上尾4号生産緑地地区	約 0.31ha	
原市60号生産緑地地区	約 0.50ha	
原市81号生産緑地地区	約 0.08ha	
大石157-2号生産緑地地区	約 0.40ha	
上平23-1号生産緑地地区	約 0.15ha	
上平23-2号生産緑地地区	約 0.11ha	
上平47-1号生産緑地地区	約 0.07ha	
大谷54号生産緑地地区	約 0.19ha	
大谷118号生産緑地地区	約 0.35ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設の整備、上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の進捗による仮換地の使用収益開始に伴い、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

土地区画整理事業の使用収益開始による地区の変更

新旧対照表（2 / 3）

旧		新		備 考
名 称	面 積	名 称	面 積	
大谷23号生産緑地地区	約 0.06ha	廃 止	————	

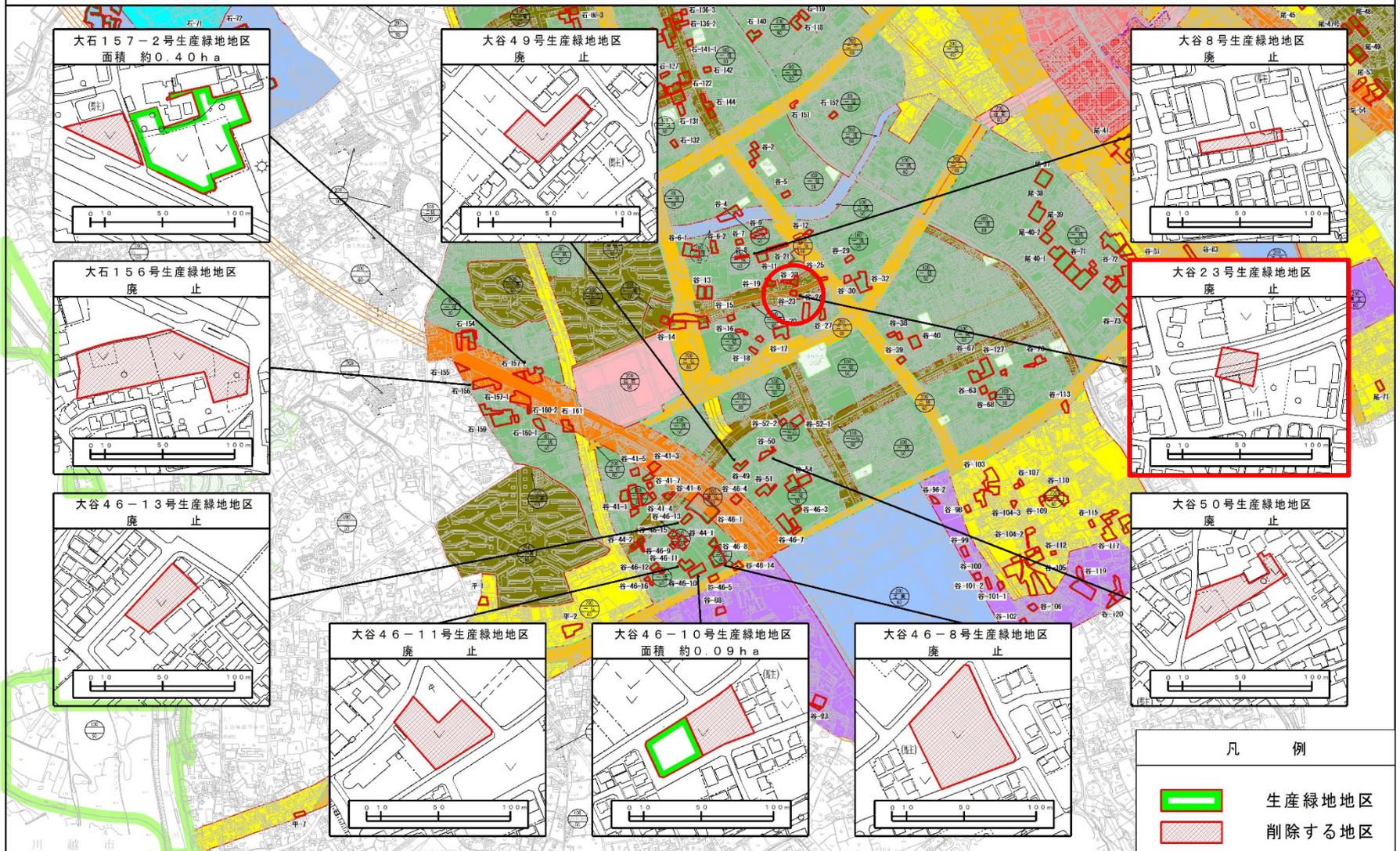
変更概要書（4 / 5）

大谷23号生産緑地地区	上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の進捗により、仮換地の使用収益が開始されたことに伴い指定面積が変更され、面積要件を欠いた。 地区の廃止 面積約0.06haを廃止する。
-------------	---

土地区画整理事業の使用収益開始による地区の変更

第1号議案 上尾都市計画生産緑地地区の変更について（上尾市決定）計画図

(6/7)



土地区画整理事業の使用収益開始による地区の変更



都市計画変更内容のまとめ

【変更となる地区数】

変更19地区

廃止38地区

合計57地区

【生産緑地法第14条による買取申出】

48件（ 相続 13件 ・ 故障 3件 ・ 指定から30年 32件 ）

【買取り件数】

上尾市：0件

他の農業従事者：0件

【変更手続き】

埼玉県協議：令和5年8月8日

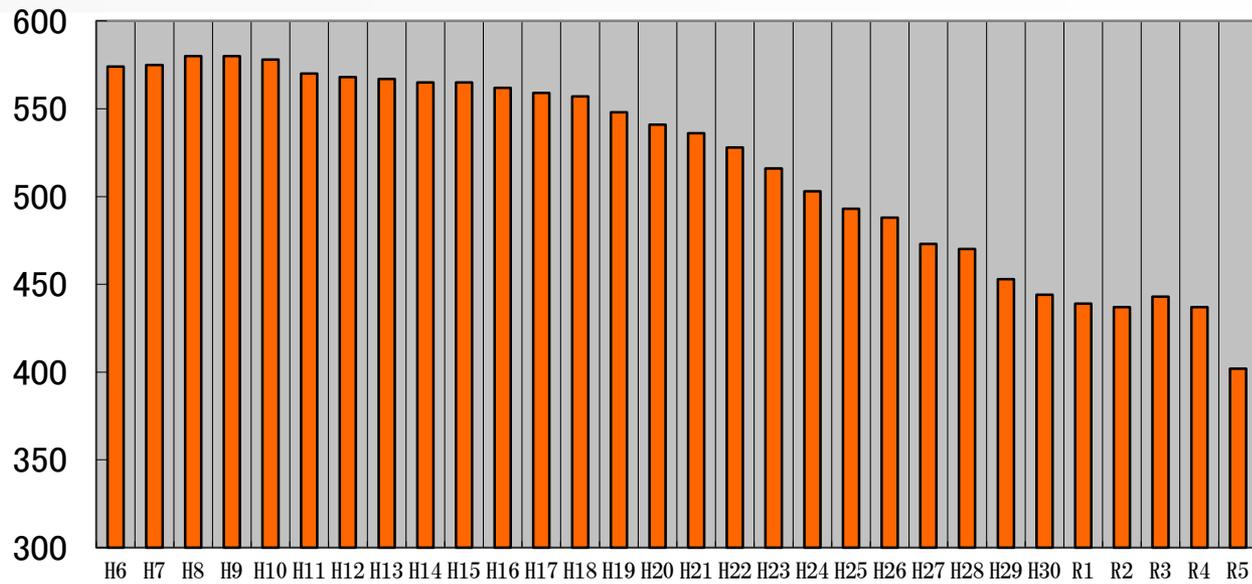
変更案縦覧日：令和5年8月28日から9月11日

【面積】

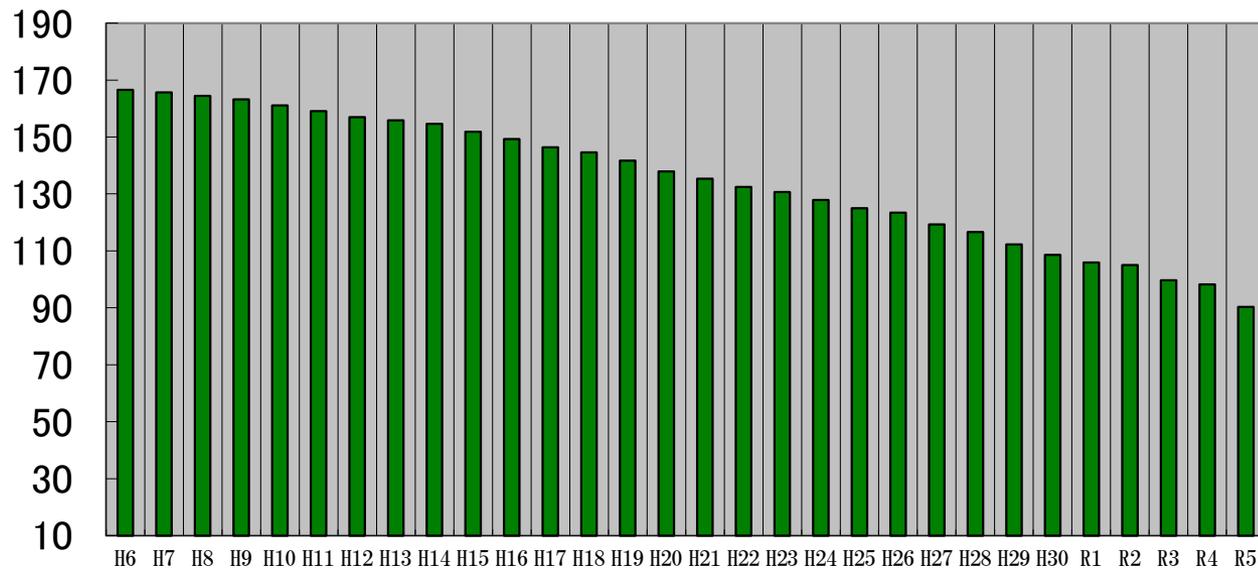
402箇所 90.36ha

今回の減少面積：7.81ha

当初からの減少面積：167.14 - 90.36 = 76.78ha



地区数の推移



面積の推移 (ha)